

感染症

大学では、集団で教育・研究を行っています。麻布大学内には、牛、豚、羊など飼育している動物がいます。そのため、感染症が発症した場合、学校において流行を広げるおそれがあります。感染症に罹患した場合、又は疑いがある場合には登校せず速やかに医療機関を受診しましょう。学校保健安全法では、学校感染症と診断された場合、下記(表1)の期間、出席停止(登校禁止)となります。

【治癒証明書の提出について】

感染症と診断された場合 → **健康管理センター**窓口メール (kenkou@azabu-u.ac.jp) または電話 (042-754-7111) にて連絡しましょう！

メールの場合は、下記の内容でお願いします。

1. 学年、学籍番号、氏名
2. 連絡先電話番号
3. 発症場所、日時、症状
4. 受診日、病名
5. 医師の指示(外出禁止、療養期間、処方箋など)
6. 学内への最終入構状況
7. 現在の体調
8. その他(質問など)

【感染症の種類】



第1類

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ

第2類

インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)
百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第3類

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎およびその他の感染症(マイコプラズマ肺炎、感染症胃腸炎、溶連菌感染症など)。



下記の感染症に感染し、医師より登校の許可が出た場合大学所定の用紙「**感染症登校許可証**」・「**インフルエンザ治癒報告書**」のどちらかを提出しましょう。提出は**教務課窓口(原本)**へ。
※所定の用紙は、P48・49をコピー又は大学ポータルサイト・掲示板・健康管理センターからPDFダウンロードして使用できます。

【学校保健安全法で定める感染症の出席停止期間】

表1

病名	出席停止期間の基準
第1類の感染症は、感染症予防法で定める1類、2類感染症で新型インフルエンザ等を含む特殊な感染症	治癒するまで。
インフルエンザ	小中高校、大学：発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下科腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹	発疹が消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹痂皮化するまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後2日経過するまで。
結核・髄膜炎菌性髄膜炎及び第3類の感染症	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。